未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL http://www.rikka.co.jp E-mail info@rikka.co.jp

クロロホルムほか9物質を取扱う時には、 健康診断・作業環境測定の記録の保存を 延長し、作業記録を作成する必要があり ます。

くクロロホルムほか9物質とは>

今回の改正で、特定化学物質の第2類物質で、かつ、特別管理物質となった発がんのおそれがある以下の10物質です。

- ①クロロホルム ②四塩化炭素 ③1,4-ジオキサン
- ②1, 2-ジクロロエタン ⑤ジクロロメタン ⑥スチレン
- ③1.1.2.2-テトラクロロエタン ⑧テトラクロロエチレン
- ④トリクロロエチレン ®メチルイソブチルケトン

### 平成26年11月1日から義務化された措置例

- (1)作業記録の作成(特化則第38条の4)
- (2) 記録の保存の延長 (特化則第36条、36条の2、38条の4、40条)
- (3) 有害性等の表示(特化則第38条の3、有機則第24条) ※これにより、特化則·有機則両方に規定された内容の 掲示が必要です。

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

#### 1. 平成26年11月1日から義務化された措置例

(1)作業記録の作成(特化則第38条の4)

常時作業に従事する労働者について1カ月以内ごとに次の事項の記録が必要です。

- ①労働者の氏名
- ②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者 が講じた応急の措置の概要

### 作業記録例

例1 事業場ごとに月別で作成したもの

作業記録(月別)

〇〇丁業株式会社〇〇丁場 平成 年 月分

労働者の 氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質 により著しく 汚染される事 態の有無	著しく汚染される事態が ある場合、その概要及び 事業者が講じた応急の措 置の概要
00 00	作業内容:金属部品の自動洗浄作業 作業時間:1日当たり○時間 取扱温度:25℃(洗浄槽内40℃) 洗浄剤の消費量:1日当たり○リットル 洗浄剤の成分:ジクロロメタン100%含有 換気状況:密閉設備 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日~○月 ○日	有り ○月○日 午前○時○分 頃	洗浄作業場で洗浄剤を タンクに補充中、左足 に約2リットルかかる。 水洗後医師への受診
•• ••	作業内容:金属部品の手吹塗装作業 作業時間:1日当たり○時間 取扱温度:25℃ 塗料の消費量:1日当たり○リットル 塗料の成分:メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況:局所排気装置(排気量○m³/分) 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日~○月 ○日	無し	

例2 事業場ごとに作業者別で作成したもの

塗料の消費量:1日当たりOリットル 塗料の成分:メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況:局所排気装置(排気量Om3/分) 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク

作業記録(作業者別)

○○工業株式会社○○工場 労働者の氏名 ○○ ○○ 平成 年 月 日~平成 年 月 日分 著しく汚染される事態がある場合、 特別管理物質により著しく 作業年月日 その概要及び事業者が講じた応急 従事した作業の概要 汚染される事態の有無 の措置の概要 有り OFOE 作業内容:金属部品の自動洗浄作業 洗浄作業場で洗浄剤をタンクに **O**月**●**日 補充中、左足に約2リットルかか 作業時間:1日当たり〇時間 る。水洗後医師への受診 午前〇時〇分頃 取扱温度:25℃(洗浄槽内40℃) 洗浄剤の消費量:1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分:ジクロロメタン100%含有 換気状況:密閉設備 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク O月O日 面上 無し ОЯОВ 同上 無し ОЯОВ 作業内容: 金属部品の手吹塗装作業 無し 作業時間:1日当たり〇時間 取扱温度:25℃

(2) 記録の保存の延長(特化則第36条、36条の2、38条の4、40条)

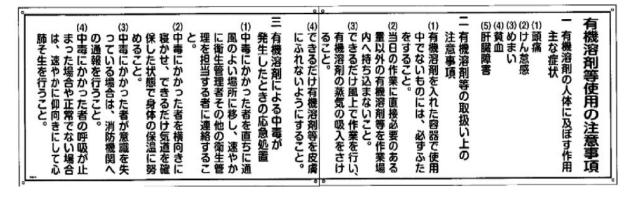
有害性(発がん性)の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要です。なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ①健康診断個人票
- ②作業環境測定の記録
- ③作業環境測定の評価の記録
- 4)作業記録
- (3) 有害性等の表示(特化則第38条の3、有機則第24条) 作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要です。
  - 1)特化則
    - ①名称
    - ②人体に及ぼす作用
    - ③取扱上の注意事項
    - 4使用保護具
    - ⑤応急措置



#### 2) 有機則

- ①人体に及ぼす影響
- ②取扱上の注意
- ③中毒が発生した時の応急措置



#### <表示上の注意点>

今回、特化則で定められた上記有害性等の表示に加え、**有機則に規定された内容も** 同時に掲示する必要があります。

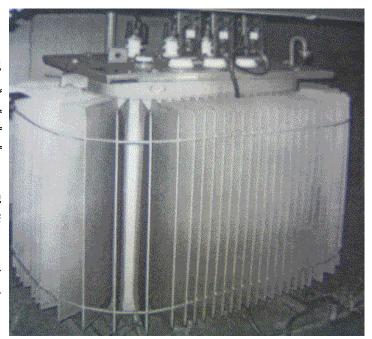
## RIKKA TOPICS

### PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等でトランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量がO、5g/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶 縁油の分析を行いPCB混入の有無 を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



#### 試料採取•分析

- 1)分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2)分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように 専用の採取容器、採取器具の用意があります。 また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3)分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」 平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限值 0.15 mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで 環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰 立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654